

○内閣府令第 号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）の施行に伴い、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則等の一部改正）

第一条 次に掲げる府令の規定中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

一 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第六項第九号ニ及び第三十四条の十六第四項第二号ニ

二 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第六十九条の二第二項第二号ニ

三 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第九条の二第一項第二号

四 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）第

九条第一項

五 公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十二号）第十条第一項

（保険業法施行規則の一部改正）

第二条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の十一に次の一号を加える。

三 弁護士・外国法事務弁護士共同法人

第五十六条第六項第九号ニ及び第二百十条の七第五項第二号ニ中「又は弁護士法人」を「弁護士法人

又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の二に次の一号を加える。

三 弁護士・外国法事務弁護士共同法人

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第百八十五条の二に次の一号を加える。

三 弁護士・外国法事務弁護士共同法人

(保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等の一部改正)

第五条 次に掲げる府令の規定中「弁護士法人」の下に「、弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

一 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成十八年内閣府令第九号)附則第八条第二号、第

二十五条、第二十九条、第三十五条第一項第十二号及び第三十六条第一項第十四号

二 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第四百四十一条第七項第一号及

び第四百四十三条の二第一項第二号

三 暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）第二十六条第一項第二号

（金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部改正）

第六条 金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第五号中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に改める。

附 則

この府令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。